

平成28年9月16日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 4番 碓 勝 征 7番 吉 富 隆 10番 寺 崎 太 彦	2番 吉 田 豊 5番 漆 原 悦 子 8番 大 川 隆 城	3番 田 中 静 雄 6番 井 上 正 宣 9番 原 田 希
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 会 計 管 理 者 岡 義 行 ま・ひと・しごと創生課長 北 村 玲 建 設 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 敬 彦 税 務 課 長 坂 井 忠 明 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	教 育 長 矢 動 丸 壽 之 総 務 課 長 江 崎 文 男 財 政 課 長 高 島 浩 介 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査	江 崎 智 恵

議事日程 平成28年9月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第2 委員長報告第2号 請願第1号 大字堤鳥越地区水路側溝埋設工事について
- 日程第3 委員長報告第3号 請願第1号 町道八枚・碓線の拡幅及び地盤改良について
- 日程第4 委員長報告第4号 請願第2号 中学校体育館西側水路の洪水対策について
- 日程第5 討論・採決
- 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時50分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま吉田監査委員から9月14日の決算審査報告の一部を訂正したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○監査委員（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。それでは、訂正をお願いしたいと思います。

9月14日の議案審議において、平成27年度各種会計決算審査報告の審査の総括意見の中で、本町の実質公債費比率を「本年度15.3%で2.0ポイント低下」と報告をしておりました数字について、訂正の申し出をいたします。

平成27年度の実質公債費比率については、正しくは15.4%であり、前年度から1.9ポイント低下でありましたので、この箇所の数字の訂正について、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

吉田監査委員からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。

○7番（吉富 隆君）

訂正というのは理解をします。しかしながら、議事録の訂正は言っておられませんので、議事録の訂正はないということで理解してよろしいですか。

○議長（寺崎太彦君）

吉田監査委員、よければ議事録の訂正もお願いいたします。

○監査委員（吉田 豊君）

済みません、議事録の訂正もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（寺崎太彦君）

吉田監査委員からの発言の訂正と議事録の修正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。吉田監査委員からの発言と議事録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

お諮りいたします。ただいま原田決算特別委員長から、9月14日の就任挨拶の一部を訂正したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○決算特別委員長（原田 希君）

皆さんおはようございます。済みません、貴重なお時間をいただきまして。私のほうからも平成28年9月14日の決算特別委員会委員長就任挨拶の中での発言及び議事録の訂正をお願いさせていただきたいというふうに思っております。

私の就任挨拶の中で、実質公債費比率を「15.3%」というふうに発言しておりましたが、正しくは15.4%ということで、数字の発言、それから議事録の訂正をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（寺崎太彦君）

原田決算特別委員長からの発言の訂正と議事録の修正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。原田決算特別委員長からの発言の訂正と議事録の修正を許可することに決定いたしました。

次に進みます。

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩いたします。休憩。

午前 9 時 55 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第 1 意見書案第 2 号

○議長（寺崎太彦君）

日程第 1. 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○8 番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。それでは、ただいまより意見書案について御説明申し上げます。

意見書案第 2 号

上峰町議会議長 寺 崎 太 彦 様

提出者 上峰町議会議員 大 川 隆 城

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 28 年 9 月 16 日 提出

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となり、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

このような中、社会保障と地方財政を重点分野とした歳出削減に向けた議論がなされている。特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入に当たっては、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考える。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2017 年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積

もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」については、算定や他の業務への導入の検討に際して、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月16日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 高市早苗様
経済産業大臣 世耕弘成様
内閣官房長官 菅義偉様
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策) 石原伸晃様
内閣府特命担当大臣
(地方創生) 山本幸三様

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

日程第2 委員長報告第2号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 委員長報告第2号 請願第1号 大字堤鳥越地区水路側溝埋設工事について、これを議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（大川隆城君）

それでは、審査報告について、報告をさせていただきます。

報告第2号

平成28年9月16日

請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 大川隆城

平成27年12月18日、第4回定例会において本委員会に付託された請願第1号について2月10日、6月22日及び7月20日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件名 請願第1号 大字堤鳥越地区水路側溝埋設工事について
2. 審査結果 一部採択すべきもの
・水路の整備の部分
3. 主な意見 本水路は未整備の水路であり、隣接している私有地に対し浸食の影響を及ぼしている状況である。
今後の浸食による災害防止を図る観点からも、水路の計画的な整備を行うこと。
なお、崩落防止の為の杭柵、板柵の設置については、所有者側での対策が必要であり、町の権限に属さない事項である。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これから請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は一部採択すべきものであります。委員長の報告のとおり一部採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、請願第1号は一部採択することに決定いたしました。

日程第3 委員長報告第3号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 委員長報告第3号 請願第1号 町道八枚・碓線の拡幅及び地盤改良について、これを議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（大川隆城君）

それでは、報告をさせていただきます。

平成28年9月16日

請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 大川隆城

平成28年6月10日、第2回定例会において本委員会に付託された請願第1号について7月20日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件 名 請願第1号 町道八枚・碓線の拡幅及び地盤改良について
2. 審査結果 採択すべきもの
3. 主な意見 本路線は幅員が狭く、又道路の西側が水路に傾いているため、道路の通行に支障をきたしている状況である。
また、通学路でもあり交通事故などの危険性があるため、道路拡幅及び地盤改良の整備を計画的に行うこと。
なお、補助事業を活用し、財政負担の軽減に努めること。

以上、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これから請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第4 委員長報告第4号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 委員長報告第4号 請願第2号 中学校体育館西側水路の洪水対策について、これを議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（大川隆城君）

それでは、報告させていただきます。

報告第4号

平成28年9月16日

請願審査報告書

振興常任委員会

委員長 大川 隆 城

平成28年6月10日、第2回定例会において本委員会に付託された請願第2号について7月20日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件 名 請願第2号 中学校体育館西側水路の洪水対策について
2. 審査結果 採択すべきもの
3. 主な意見 外記溜池より上坊所側水路への流量が増大しており、道路冠水や住宅地への浸水の恐れがある状況である。
上坊所側水路の流量調整の対策について、地元や関係機関との協議を行い、計画的な改修整備を行うこと。

以上、報告させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これから請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

日程第5 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 討論・採決。

議案第35号 上峰町犯罪被害者等支援条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 平成28年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論は省略して議案第47号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第47号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第47号は同意することに決定いたしました。

議案第48号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第48号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第48号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第48号は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。休憩。

午前10時53分 休憩

午後 4 時30分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（寺崎太彦君）

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま碓議員から、9月14日の一般質問の一部を取り消したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり〕

○7番（吉富 隆君）

本当にこの問題につきましては、大きな問題だと僕は思っております。と同時に、本来のきょうの議会につきましては、午前中には終わる予定であったかと思っております。町長初め、執行部の皆さんに長時間お待たせをしたことにつきましては、心からおわびをさせていただきます。大変申しわけないと思っております。

私は、この一部取り消しと、今、議長言われましたけれども、これは一部削除であろうと思いますと同時に、一部を削除しても意味がない。意味がございません。と申し上げますのは、議運を開き、全協を開いた結果、県に問い合わせまでしていただいた。結果、このOB会に対する質問なんかできないんですよ。結果出ました。やはり同僚議員のことであるということで、議運の中でもなるべく差しさわりのないようにやろうよということに決まりました。議長から、本人さんに説明をしても、一部取り消しをということでございましたけれども、それは一部では意味がないと、根本的にできないと僕は判断していますので、これについては、できないということで御理解をしていただきます。必ずこれは反対が出たら決をとらなきゃなりませんので、その旨、議事進行していただければというふうに思います。

（「発言許可の決をとらんね」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

異議がありますので、起立によって採決したいと思います。

賛成の方は起立をお願いいたします。（発言する者あり）碓議員の9月14日の一般質問の一部取り消しと議事録から一部削除の件につきまして、この件に関して賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立少数です。したがって、一般質問の一部取り消しと議事録から一部削除の発言の申し出は、不許可とすることになりました。

これで、本日（「議長」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

本当に、私がこの件について反対をするのは、これだけ執行部の皆さんに御迷惑をかけ、長時間にわたって待機をしていただいておりますので、中身についてももう少し補足説明をさせていただきますだけだと思います。発言の許可をお願いしたい。

○7番（吉富 隆君）

と申し上げますのは、きょう、OB会の皆さんが4名、議会のほうにお見えになりました。私も議会運営委員長ということで呼び出しをされました。私に質問は、議会運営委員長としてどう思うかという発言の中で、僕は、どうしろという権限はございませんと、議会運営委員長として、今後、一般質問の内容について議会で議論を重ねていきますよという発言をさせていただきました。かなり厳しい意見でございました。私がいろいろと言うわけもいかな部分もございしますが、厳しい意見でございました。

ここで、私が固有名詞も出してもいいと思うので、出します。厳しい意見であったゆえに。議会事務局経験者2人、5年、7年おられました。前町長もおられました。詳しいんです。議会はどうあるべきかということで厳しく追及されました、本当に。これを一部削除ということはできない、県の見解が出ているんですよ。一部削除というのは固有名詞だけやったですよね、話は。それだけで済む問題ではない。皆さん御案内のように、誹謗中傷されたのは事実ですから。

それと、ここの文言だけをテープを引き出してコピーしてくれという要請もあっています。やらなきゃいけない。そうしたときにどういう問題が起きるかという問題を想像しますと、大変な問題なんです、これは。これを議会内部のことだからと、じっと畳み込むわけにはいかない。執行部の方、町長を初め、これだけの迷惑をかけておるから、きちっとしたけじめをつけるべきだと思います。私はそういう意味から、一部削除については反対をしているわけですが、そうしないと、議会は後どうなりますか。まず議長に來ますよ、必ず。來ると言っているから。そうしたときに事態はまたもめごとになってしまう。

そういう観点から、3割程度皆さんに御承知をしていただきたいということで補足説明をさせていただきました。執行部の方も御理解をしていただければなと思っております。

これ以上、執行部に議会内部のことで迷惑かけるわけにはいかないの、議会も特別委員会、いろいろ問題あります。そうしますと、すぐ12月の定例会になります。その前にきちっとした解決をすべきものだと、議会の内部としてすべきだと僕は判断していますので、今後また委員長として議長にも申し出をするつもりでおります。そういったことで、執行部の方も御理解をしていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○4番（碓 勝征君）

私の問題でありますので、私は私で一言申し上げたいと思います。

いわゆる今回の一般質問の中で、OB会の存在ということでお尋ねをした。これは、やるべきじゃないというようなことが出てまいりましたけれども、役場の庶務規程の総務係の中に、人事のところ「職員の福利厚生に関すること」という文言があるわけですね。そういう中で、いわゆる長年お勤めになられた職員の方が、奉職した後、退職をされて一般町民になられるわけでございますけれども、そういう中で、退職者会なりOB会という組織が存在しておるということで、これについては当然何かございましたら、庁内のことでございますので、それぞれ総務課のほうから退職者の皆さんにはお知らせ等々が行っておりますので、当然私は行政の一環としてこの問題について取り扱い、要するに私は質問したわけでございますけれども、おっしゃることは、何でもかような質問したかとか、固有名詞を出したとか、そういうお叱りを受けました。

そういう中で私は、今、委員長がおっしゃいましたけれども、議運の中でいろいろ議論をされて、全部撤回したらどうかというようなお話もいただきました。私は別に町民から選択を受けた議会人でございますので、庁内のことを全てお尋ねするのも当然私はよろしいというふうに思っておりますし、申し上げたとおり、庶務規程の中の福利厚生の一環という中で退職者会なりOB組織というのは関連がございますので、そこら付近をお尋ねしていったんですよ。

ところが、そういうことで来られたものですから、全部取り消せと。そして、前町長いわく、一日出席停止ですか、懲戒免職みたいなことまで私に対して言われた。それももちろん議運の皆さんも御承知でございますので、そういう事柄をおっしゃる意味合いが私はわからないということで、別に存在を否定するようなことは私は言っていないと思っておるわけです。強いて言うならば、固有名詞等々については、それはどうかなということで、今回、私は議長のほうに固有名詞の取り消しなり、議事録からの削除をお願いしていこうということでおったわけでございますけれども、ただいまの採決によると、固有名詞の取り消しもまかりならんというふうな議員の皆さんの体勢でございますので、このことについては、そのまま存続をしていくということでもあります。

もちろん、そういう上峰町役場OB会、楽しむ会の皆さんが、今後いろいろ私に対して物を申してこられると思います。議長に対しても出てくるかもしれませんけれども、それはそれとして、私は正論として受けとめて、自分のことは主義主張を述べていきたいということでもあります。この一部取り消しなり議事録削除については残念です。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

見解の相違ということもあるでしょう。しかし、県の見解が出ています。町役場からOB会に対して補助金を出しておるといふことになれば、今、礎議員さんが言われるようなことは正常下であるという見解も出ています。そういったことを、私も30%ほどしか言わなかつ

ただけれども、いろいろありました。議運でもいろいろありました。同僚議員のことだから、なるべくなら陳謝していただいて済むものならという意見も出て、議運ではまとめをしてまいりました。しかし、頑固として今のような強調をされますので、それは一部だけではできないよと。そもそも県の見解が出ているんですよ。内部規定等々あるにしても。議会にもございます、慶弔規定の中です。それとは全然関係ないんですよ、OBの皆さんは。役場の職員は試験を受けて60歳定年で理解して職員になっておられると思う、私は。だったら、退職をされたら、どげんことをやろうと自由なんですよ。自由なんですよ。それを議会から束縛することはあり得ないと僕は判断しています。

と同時に、今、碓議員さん言われるように、いろいろな波及が今後出てきます。その対処をどうするかということで、てんやわんやですよ。議長、大変だと思います。しかし、何とか陳謝をして解決しようよという提案を議運の中でさせていただきました。これが最大限の議運の皆さんの御努力だというふうに考えております。そういったことも含めて、こんなに長くお待たせしたことには大変遺憾であるというふうに思いますし、その辺については、いろいろデマも出るでしょう、今後。正式に議事録に残りますから、僕はうそをついていませんので。そういったことをもうちょっとつけ加えさせていただきました。

終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして平成28年第3回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午後4時48分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺崎太彦

上峰町議会議員 原田 希

上峰町議会議員 向井 正